

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第39条の規定により、政令で定めるところにより、文書でしなければならないこととされ、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「労審法施行令」という。）第24条の規定により、再審査請求の趣旨、再審査請求の理由等所定の事項を再審査請求書に記載しなければならないこととされている。

しかしながら、本件再審査請求書からは、再審査請求の理由、決定書の謄本の送付を受けた年月日が記載されており、労働者災害補償保険審査官の決定に不服があり再審査を求めるとの趣旨は推測できるとしても、①原処分をした労働基準監督署長名、②決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名、③再審査請求の趣旨、についての記載がないことから、再審査請求としては、労審法第39条及び労審法施行令第24条所定の要件を欠いたものであり、不適法なものといわざるを得ないものである。

3 労審法第50条において準用する同法第11条第1項の規定によれば、再審査請求が不適法であっても、その欠陥が補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正すべきことを命じなければならないとされている。

そこで、本件についてこれをみると、当審査会は請求人に対して平成○年○月○日付け文書（提出期限同年○月○日）で、再審査請求の補正を命じたが、提出期限

を過ぎても何らの回答もされなかったので、同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）で督促を行ったものの、請求人からは何らの意思表示もなかった。その後更に、当審査会は、同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）、同年平成〇年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）及び同年〇月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）で督促を行ったが、請求人から何らの意思表示もなかった。

このように、請求人は、当審査会がした補正命令及び4回にわたる督促に対して何らの意思表示もしていないことから、再審査請求の要件を満たしていない上記再審査請求について、これを補正する意思がないものと認めざるを得ない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求としては不適法であり、かつ、請求人が当審査会の定めた相当の期間内にその欠陥を補正しないものであって、労審法第50条において準用する同法第11条第2項の規定により却下することとする。

よって主文のとおり裁決する。